

令和8年4月28日

令和8年

第4回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和8年4月28日（木曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史	教育長
出 張 吉 訓 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（14名）

教育総務部長	山 田 良 司
参事（教育施設担当）	河原田 光
教育総務課長	松 田 真由美
教育施設担当課長	小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）	齋 藤 恵 介
副参事（法務担当）	須賀 裕哉
副参事（教育施設調整担当）	西 山 徹
学務課長	八 木 弘 樹
学校健康推進担当課長	林 洋 一
指導課長 （幼児教育センター所長 兼務）	木 下 健太郎
指導企画担当課長	古 川 大 輔
学校支援担当課長	神 谷 浩 平
教育センター所長	高 野 耕 治
大田図書館長	杉 村 由 美

(午後 2 時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和 8 年第 4 回大田区教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、傍聴希望者がおります。
委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に北内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
続いて、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、私からは本日は 1 点、4 月 18 日、土曜日に、本区の区立学校に勤務する教員が逮捕されるという事案について、報告いたします。

本件は、教育委員会が学校から第 1 報を受けた直後に警察に連絡するとともに、教育委員会といたしまして、教職員担当を当該校に派遣し、事実確認を直ちに行っております。

4 月 19 日、日曜日には、臨時の教育委員会を開催させていただきまして、本件について対応方針等を確認いたしましたところです。

4 月 20 日、月曜日には、当該校で臨時保護者会を開きまして、本件の概要を説明し、教育委員会として、保護者に謝罪のほうをいたしました。

4 月 21 日、火曜日には、全校集会が開かれまして、校長から児童・生徒へ説明を行っております。その上で、不安なことがあれば周囲の大人に相談してほしい旨を伝えるとともに、全校生徒に対して心のアンケートを実施いたしました。一人一人のお子さんの心のケアに努めているところです。

また、同日、臨時校長会を開催いたしまして、区立学校の全校長に本件事案について報告、概要を説明するとともに、区として再発の防止の徹底を指導してございます。

また、その日に区教育委員会の記者会見を行いまして、報道機関に対して、本件の内容と教育委員会の対応経過並びに再発防止対策等について説明し、質問のほうにお答えいたしました。

教育委員会といたしましては、被害に遭われた児童とその家族への支援をまず最優先として考えて、心のケアを含め、必要な対応を速やかに、かつ、不断に取り組んでいるところです。

事件については、現在、警察による捜査が進められており、教育委員会といたしましても、捜査機関に対して全面的に協力するとともに、事実関係の一つ一つを厳正に精査しながら、全容解明に全力で取り組んでいます。

今後、明らかになった事実を踏まえて、絶対に繰り返してはならないという不退転の決意のもと、服務規律の編成はもとより、学校におけるこどもたちの安全管理体制や指導監督の在り方について徹底的に見直し、かつ実効性のある再発防止策を速やかに策定して、実施しているところでございます。

私からの報告は、以上でございます。

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

○北内委員

教育長からもお話しがありましたが、本区の区立学校教員が逮捕されました。

児童の心のケアを最優先に対応お願いいたします。また、再発防止のため教職員の服務規律順守の徹底をお願いいたします。

国、文部科学省も教員による児童生徒への性暴力防止法に基づき、教員が性暴力を行った場合には原則として懲戒免職とする方針を明確化しました。また、教育・保育などこどもと接する事業者が、採用時などに性犯罪歴の有無を確認できる制度（日本版DBS、日本版犯罪経歴照会制度）も今年度12月に施行予定です。是非、積極的な活用をお願いいたします。

最後に、本件に対応された教職員のご心労いかばかりかと存じます。先生のメンタルケアもどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○高橋委員

報告でよろしいでしょうか。

○教育長

はい。

○高橋委員

私からは、入学式について報告いたします。4月3日、糍谷小学校に参列いたしました。69名2クラスの新入生でした。校長先生の挨拶の中でも、とても元気よく一つ一つ返事をしていました。2年生による歓迎の言葉と演奏は、1年間の成長をうかがえる見事なものでした。

次に、糍谷中学校夜間学級の入学式は、始業式も兼ねています。新入生が2名で17名のスタートになりました。歓迎の言葉では、楽しい行事もたくさんあるので、学校に来てくださいとのお話がありました。

4月7日は、糍谷中学校の入学式でした。121名4クラスでした。呼名の後、校長先生から入学を許可されました。生徒代表と生徒会による校歌紹介がありました。新しい生活に慣れ、楽しく学校生活を過ごせるよう望んでいます。

次に、4月26日、第75回大田区子どもガーデンパーティーが、大田区制80周年記念事業のスタートとして開催されました。私は、六郷会場に参加しました。開催場所を新たに仲六郷小学校と六郷地域力推進センターの2か所とし、多くのコーナーでは、こどもたちや家族でにぎわっていました。

晴天に恵まれ、熱中症の心配もありながらも、楽しく過ごせた1日でした。青少年対策地区委員会をはじめ、協力団体の皆様に心より感謝申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

ほかに。

○深澤委員

先ほど、教育長から本区の教員の逮捕の事件についての話があったので、私は、再発防止について、徹底していただきたいと思っております。

出張委員から、東京都教育委員会の「使命を全うする」という、教職員の服務規律に関するガイドラインをご紹介いただいたので、私も拝見しました。どういう行為をしてはいけないという事例が具体的に示されていること、規律違反をするとどういう結果になるのかということが書いてございました。こういうことをしてはいけないと具体的に示すこと、そして違反をするとどういう結果になるのかということを具体的に示すということが、とても大事なことなのだと思います。

弁護士にも弁護士倫理に基づいて職務をしなければいけないという規律があり、当然のことながら倫理違反を行えば、懲戒等の処罰を受けます。そういうことにならないように弁護士は、登録後5年とか10年とかという節目ごとに倫理研修を受けることが義務付けられています。

私も弁護士登録してから、その節目ごとに倫理研修を受けてきました。今年、31年目なので、30年研修をやるのですが、たまたまこの前案内がきて、今度の研修は、時代の流れなのでしょうか、ネット配信を視聴するという案内だったのですね。

これから、もしかしたらまた違う案内が来るのかもしれませんが、それを見たときに、これでは駄目だなと思ったのです。ネットで配信したのを見ただけでは、全く研修の実が上がらないと私は思いました。

今まで私が受けてきた研修の中でよかったなと思うのは、事前に事例を2件配布されて、検討した上で臨むものでした。その研修の中では、2人司会者がいて、15人ぐらいの弁護士がグループになって、事例について討論をする。そしてどの弁護士も必ず2、3回は発言をしなければいけないというような形式での研修でした。

その形式の研修は、自分が意見を述べることがわかっているので、かなり真剣に事例を検討した上で臨まなければならないということと、あと自分の意見に対して、必ずといっていいほど他の弁護士から違う意見や問題提起が出てくるので、それに対してどう反論するかということをその場で考えなければいけないということで、私がとても参考になった、勉強になったなと思うような研修というのは、その事例を自分のものとして、当事者として考える機会となる、そういう研修だったのですね。

ですので、ただ一方的に研修を聞けばいいとかというような研修ではなくて、自分事として服務規律を捉えることができるような研修を、是非していただきたいと、今回思いました。

学校に通っているお子さんにとっても、親御さんにとっても安全であるべき場所で、犯罪が起きてはいけないと思います。教職員には規範に関して高い倫理意識を持って職務に臨んでいただきたいと思っておりますので、ぜひ服務規律に関しては、徹底した研修をお願いしたいと思っております。

○藤井委員

このたびは、本当に起きてはならない事案が起きてしまって、教育委員の1人として、被害に遭われたお子さんとその親御さんには、深くおわびをしたいと思います。

そんな中で、この事案の公表にあたっては、教育長、それから総務部長、指導課長がこどもの二次被害の防止に配慮しつつ、十分な検討を重ねた上での公表をしていただいたことに感謝したいと思います。

二次被害に遭ってしまうと、親子ともにまた嫌な目に遭いますから、これ以上の被害を食い止めるという意味での配慮は本当に助かったと思っています。

それで、教育長も、出張委員とか深澤委員も、教員に対する教育というかモラルの教育の重要性をお話しされていましたが、これはもう本当に大事なことで、それをやることはもう必須だと思っていますけれども、このたびの事件がスマホを利用した事件だったわけですが、実際に具体的に教育したといっても、それをずっと続けていくことも大事ですし、それは、この事件がある程度時間が経過したときに、このときの記憶が少し薄れてしまったときにも、機能するような対策を打つことが大事ではないかと思っております。

スマホに関しては、その使用法に対する決め事を徹底するとか、あるいは校内の巡視について考えていくとか。定期的というか、時々抜き打ち的にやるというようなことも必要かと思うのですが、誰がやるかとか、いろいろなことがありますけれども。

巡視をするということを継続的にやっていくということは、このたびはスマホによる被害でしたけれども、全国で見ますと、教員が生徒に何か手を出してしまうような事案もあるわけです。モラルの教育をしたとしても、それを理解しない先生がもし、万が一いたとしても、それが許されないような状況をつくっていくということも、先々にわたって継続

していくことが大事だと思いますので。

実効性のある形で、校内巡視などを含めて、教育とそれから監視という言葉は適切ではないと思うのですけれども、目が行き届くような形の学校をつくっていただければと思っています。

本当に、そういうことでございます。ありがとうございます。

○出張委員

このたびの逮捕事案につきましては、大田区の教育長をはじめ、総務部長、指導課長など本当に全面的に力を結集され、非常に適切な対応していただいていると思いました。

先ほど、教育長から説明がございましたが、二次被害が起こる可能性があります。被害を受けた児童とその保護者に対して、これからも対応をしていかれると思いますが、見取りの部分を丁寧にやっていくことが大事と考えます。

また周辺のこどもたちも、やはり心を痛めております。喧嘩などで身体的なけがをしたのとは違って、心の傷というのは根深いものがあります。身体的な傷とは違って、心の傷はなかなか見えにくいものです。時間がたってからフラッシュバックするケースもありますので、いろいろなスタッフの協力を得て、これからも見取りをしていってほしいと思います。

それと起こさせないことも大事だと思います。これまで大田区としても都としても、研修などをしてきているわけですが、その再度見直しをしながら、形式的な研修ではなく教員一人一人の気持ちにしみるような研修をしていく必要があります。

今回の事案の新聞報道によれば 17 年前から、つまり教員になったときからになります。それ以前からということも考えられます。このようなことを捉えられる機会としては、採用段階がありますが、採用段階でそこを見抜くというのはなかなか難しいです。ですから大事なものは、初任者研修でしっかりと一人の社会人として、こどもの成長に携わる教員であることを十分に理解させる研修を行っていただければと思います。

このことは大田区だけの問題ではなく、都全体としての問題であります。すでに都と連絡を取っていると思いますが、こどもたちが安心して安全な教育を受けられるよう、教員にいけないことはしない、正しくやるということをしっかり教えてほしいと考えます。

平成 29 年当時も服務事故が多くございまして、どうしたらよいか教育庁内で考えまして、法律面を説明するだけでは教員の心に響かないと考え、何がいけないことなのかを具体的に事例して、それをするとうどういう不利益や処分がなされてしまうのかを具体的に示す形で「使命を全うする！ 子供たちのために 家族のために 自分のために」という教職員の服務に関するガイドラインを作ることにしました。ちょうど 12 章から構成されていて、1 か月に一事例を朝会で、校長先生や副校長先生からお話ししてもらえないかと考え、作成しました。その最初にわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止を挙げました。このガイドラインは、令和 6 年に改定をしています。これになるのですが、やはり二番目に性的行為、セクシュアル・ハラスメントとなっています。

平成 29 年には、このガイドラインを全教員に配ったと思います。今はネットに掲載されています。それでいいのかなと思います。できれば冊子にして配って、教員がポケットに

入れ、何かあるごとに見てみる、さらにはグループで話し合いをしてみるなど、日常から教員全体で職場風土を高めていけるようにしていかなないと繰り返されてしまうのではないかと思います。

一番の被害を受けるのは子どもです。一生背負っていくことになります。本当に申し訳ないことをしてしまったなと思います。ぜひ、こういうことがないように、教育長をはじめ全員で力を合わせて大田の教育を盛り上げられればと思っております。

そのほか、私は4月に発令式に出席しました。校長先生11人、副校長先生10人、教育委員会の教職員4名とよい方たちが来てくださり、大田の教育がさらによくなるのではないかと思います。それから教員ですね。新規採用教員149名の若い力がこれからの大田を支えてくれるのだなと思いました。

新規採用教員の代表挨拶をした男性の先生が、「教師は五者たれ」という言葉を掲げ、教員としての在り方について、強い決意と志をもって話されていました。非常に感銘を受けました。実は、この「五者たれ」は、私も大学で学生に話をしている言葉です。

第一が学者たれ。よく学び、専門分野を高め続ける教員になりなさい。学び続ける教員ということですね。一度学んだら終わりではなくて、長い教職人生の中で学び続けていく。

第二が医者たれ。子どもをよく見て観察し、しかるべき処置や治療を施しなさい。生徒指導ですね。

第三が易者たれ。子ども一人一人の長所を見抜き、成長への道筋を示す教員であってほしい。進路指導が的確にできる先生のことです。

第四が役者たれ。子どもを引きつけて分かりやすく楽しい授業を展開できる教員になる。これができるようになったら素晴らしいですね。

第五が芸者たれ。芸者といっても、最近の学生は分かりません。だから、私は芸人と言っています。子どもを楽しませる技を身につけて、こどもの心を引きつけられる教員です。このことを決意のところで話されていたので、いい教員になってくれるのではないかなと期待をしたところです。子どもたちのために、みんなで子どもを育てていかなければいけないなと新たに思いました。

○高橋委員

一言いいですか。

○教育長

お願いします。

○高橋委員

私からも、今回の件についてです。今回の件については、学校の早期対応、そして教育委員会の的確な判断、それがとてもよかったと思います。

一番は、子どもが傷つかないように今後とも生活できるということが大切だと思いますので、見守り・支援を今後ともよろしくお願いしたいなと思っております。

○教育長

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、本日は以上となります。

これをもちまして、令和8年第4回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

令和8年 第4回 教育委員会 定例会 4月28日(火) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

☐教育総務部長

☐参事（教育施設担当）

☐教育総務課長

☐教育施設担当課長

☐副参事（教育地域力担当）

☐副参事（教育施設調整担当）

☐副参事（教育・地域政策連携調整担当）

☐副参事（法務担当）

☐学務課長

☐学校健康推進担当課長

☐指導課長

☐指導企画担当課長

☐学校支援担当課長

☐教育センター所長

☐幼児教育センター所長

☐大田図書館長

令和 8 年 4 月 28 日

令和 8 年第 4 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項